

長岡京市予定価格及び最低制限価格制度基準価格の
公表に関する事務取扱要綱

平成15年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（工事に係る修繕を含む。）及び工事に係る測量・建設コンサルタント等業務の契約にかかる予定価格及び最低制限価格制度基準価格の公表に関し、入札の公平性・公正性及び透明性の確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(予定価格等の公表)

第2条 一件の設計価格が130万円を超える建設工事及び50万円を超える工事に係る測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、指名競争入札及び随意契約（特命随意契約を除く。）にかかる予定価格は、事前に公表することができる。

2 低入札価格調査制度基準価格及び最低制限価格はこれを設定した場合は事前に公表することができる。

(公表理由)

第3条 予定価格等の公表の適正化による公表理由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 業者（入札参加予定者）が予定価格を探るような不正な行為を防止するため。
- (2) 積算システムの普及や設計図書公表が進み、予定価格と積算額を比較することで積算の妥当性の向上が図れるため。
- (3) ダンピング受注による不良工事を防止し、品質の確保を図るため。

(公表の時期等)

第4条 公表の時期等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公表の時期 入札通知日又は見積通知日の翌日
ただし、長岡京市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する場合は、本号の規定にかかわらず公表することができる。
- (2) 公表の方法 閲覧及び市ホームページへの掲載による。

2 入札、見積参加者には、入札通知書又は見積通知書に記載し公表する。

(その他)

第5条 物品の供給等及び役務の提供において公表が必要な場合は、この要綱を準用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

経過措置

この基準は、施行日以降に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手したものについては、適用しない。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。